

【資料3】

ふくしま食の安全・安心推進会議の今後の方針について

1 背景

ふくしま食の安全・安心推進会議については、平成14年度に設置されて以降、令和元年度まで対面開催としてきたが、令和2年度から4年度にかけては、新型コロナウイルス感染症の影響により、開催しない又は書面による開催としたところである。

過去6年間の開催状況

年度	開催方法	議題
平成30年度	対面	① 設置要綱の一部改正 ② プログラムの進捗状況 ③ 最近の食の安全・安心に関する事案 (農林水産物の緊急時モニタリングについて、HACCP について)
令和元年度	対面	① プログラムの進捗状況 ② 最近の食の安全・安心に関する事案 (ふくしま HACCP について)
令和2年度	開催せず	—
令和3年度	書面	① 次期プログラム案について ② 設置要綱の一部改正
令和4年度	開催せず	—
令和5年度	対面	① プログラムの進捗状況 ② 放射性物質対策関係事業の追加対策 ③ 設置要綱の一部改正

2 課題

令和5年度は対面開催としたが、本会議の意義を整理するとともに、今後の対応方針を検討する必要がある。

意義	<ul style="list-style-type: none">➤ 複数の課等にまたがる食の安全・安心に関する施策を網羅的に把握し、今後の方向性を決定する場として引き続き重要な会議。➤ 副知事を議長として、関係部局長等が一堂に会するため、県民に対する情報発信の場としての重みがある。
問題点	<ul style="list-style-type: none">➤ 出席者と議題の重みが釣り合わないことが多い。(部局長・中核市保健所長が出席するにもかかわらず、プログラムの進行管理や情報共有のみの場合が多くなっている。)➤ 庁内関係部局が多く、また各中核市保健所も構成員となっており、出席する委員、幹事として出席する各課室の事務負担が大きい。

3 今後の方針について

- ・ 2の課題解決のため、今後の本会議開催については、次のとおり議題により対面と書面を使い分けることとしたい。
- 対面(Web 併用)開催とする議事
 - ① 食の安全・安心に関する基本方針の改定
 - ② ふくしま食の安全・安心対策プログラムの最終評価・次期プログラム策定
 - ③ (必要に応じて)中間年度における上半期評価と下半期方針決定
 - ④ 全国的に問題となった食の安全・安心に係る事案に対する全庁的かつ平時の対応方針の決定
- 書面開催とする議事
 - ① プログラムの進行管理
 - ② その他情報共有等
 - ※ 書面開催とする場合でも、一定の対外周知が必要な場合は、投げ込み等も併せて活用する。
 - ※ 基本的には、想定される本会議の開催方法に合わせて、幹事会の開催方法も決定する。対面開催の場合は、議事の内容によって、関係課のみとすることも検討する。

4 福島県食の安全対策本部との棲み分けについて

- ・ ふくしま食の安全・安心推進会議では平時における食の安全・安心に係る全庁的な議事について、審議する。有事(健康被害発生の可能性があり、緊急を要する場合)の全庁的な対応を要する議事については、知事を本部長とする「福島県食の安全対策本部」において審議する。なお、事案の重大性により、下部組織で対応する。
- ・ 図示すると別紙のとおり。
- ・ なお、設置要綱の最終改正が平成27年であり、構成員の所属名等が変更されている例があるため、現状を踏まえて改正することを検討したい。
- ・ 改正にあたっては、令和6年度ふくしま食の安全安心推進会議幹事会において、『「ふくしま食の安全・安心推進会議設置要綱」と併せて、有事・平時の棲み分けが分かるよう見直してはどうか』、との意見があったため、当該意見を参考に改正案を作成する。改正案については、次年度からの運用に向けて、関係課室等に改めて意見照会をする。

平時		
ふくしま食の安全・安心推進会議		
議長:副知事 委員:総務部長 危機管理部長 風評・風化戦略担当理事 生活環境部長 保健福祉部長 商工労働部長 農林水産部長 教育長 中核市保健所長		
下部組織	幹事会	幹事長:保健福祉部次長 (健康衛生担当) 幹事:関係課室長(26名)
	ワーキング会議	座長:食品生活衛生課長 構成員:関係課室主幹等

有時		
福島県食の安全対策本部		
本部長:知事 副本部長:副知事 本部長:総務部長 危機管理部長 企画調整部長 生活環境部長 保健福祉部長 商工労働部長 農林水産部長 土木部長 病院局長 教育長 警察本部長 中核市保健所長		
下部組織	連絡調整会議	議長:保健福祉部次長 (健康衛生担当) 構成員:関係課長(20名)
	危機対応チーム	座長:食品生活衛生課長 構成員:関係課室主幹等